

MARCH 31ST 2010

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 海外業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW: 中国における包括根保証

中国の現地法人の取引における与信管理が重要性を増しています。実務的には、継続的な取引において、連帯保証の提供が要請され、取引担保金の預託が要請される等、各種の方法が講じられています。中国企業同士の中国国内取引については、中国の法律が適用されますので、その理解が求められます。

今回は、継続的取引において、将来債権の履行を担保するため、限度額等を設けない、いわゆる包括根保証に関する中国の法制上の可否及び留意点を検討したいと思います。

Q: 当社は、福建省廈門市に樹脂部品の製造・販売に従事する独資会社A社を有しています。この度、中国資本の甲社から顧客仕様樹脂部品の継続的納入の引合いがありました。甲社は、中国の優良な企業グループに属しており、この取引は有望です。受注する方向で検討しているのですが、A社にとっては当該企業グループとの取引は初めてであり、また、甲社自体は2年前に設立された当該企業内グループの部品調達商社で、資本金も大きくなく、それ自体として十分な資産を有していません。上記の状況で、A社は、甲社に対して、当該企業グループの中核会社である甲集团公司から包括根保証を提供してほしい旨の申入れをしています。A社の申入れに対し、甲集团公司の法務担当者から、「中国では『包括根保証』という制度はなく、無効である。また、最高限度額を設けた保証はあるが、債権の累計発生額が最高限度額を超えると効力がなくなるので、実務的には有効といえず、意義がない。」との説明を受けました。

中国では包括根保証は認められないというのは、本当でしょうか？また、根保証も債権の累計発生額による制限を受けると説明しているようなのですが、その説明の意味が分かりません。中国の根保証においては特別な制限があるのでしょうか？

A: 中国の担保法には根保証に関する規定が置かれており、中国でも、根保証は、特定の相手方との継続的取引において生ずる複数の債権を担保する手段として利用されています。ただし、日本と異なり、保証限度額(中国担保法では「最高債権限度額」と表記)を定めない場合の根保証の効力をどのように解するかについては規定がなく、保証限度額そのものの考え方についても、実務担当者によって理解が異なる場合があります。

設例についていえば、担保法が原則的に想定する根保証においては、保証限度額を定めない包括根保証は少なくとも根保証としては認められないと思われ、また、保証限度額については債権の累計発生額でなく一定期間満了時の残債権額と考えるのが担保法の本来想定するところであるので、これを債権の累計発生額と理解する甲集团公司の法務担当者の理解は担保法とは異なっているといえます。ただし、留意を要する点は、中国では担保法の保証に関する多くの規定が任意規定と考えられる傾向があり、契約自由の原則により、先方の理解のまま担保法と異なる内容で保証事項を定め、そのまま効力が認められることも十分に考えられる点です。

根保証契約を締結するにあたっては、担保法が規定する原則的な内容を把握したうえで、担保法どおりに根保証を設定するのか、敢えて任意に担保法と異なる内容を合意しようとしているのかを認識したうえで保証の条件を定めることが肝要と思われます。

(1) 継続的取引関係における担保

保証には、既存の特定債権を担保する通常の保証と、一定の取引関係から将来生ずる複数の債権を担保する根保証とがあります。このうち通常の保証は、その担保する特定の債権が弁済されれば当該担保も消滅してしまうことから、設例のように、特定の取引先と継続的な取引を行う場合（即ち、特定の取引先との間で今後継続的に複数の債権が都度発生したり弁済により消滅したりすることが予定される場合）にはあまり適しません。継続的な取引関係において相手方から保証を差し入れてもらおうとすれば、根保証の方が適しているといえます。中国でも、日本と同様に根抵当、根質、根保証の制度が存在していますが、根保証の場合、債権者と保証人とは書面で根保証契約を有効に締結すれば設定が可能であり、特に登記等を必要としないことから、手続的には設定が比較的簡便な担保といえます。

もっとも、中国の根保証は、日本における根保証とは若干考え方が異なる事項があります。

(2) 包括根保証の可否について

根保証は、通常、一定期間内に発生する複数の債権について、保証人が一定の保証限度額の範囲内で保証するものですが、このうち、保証の対象となる被担保債権の発生期間や保証限度額を定めないものを、包括根保証といいます。

日本では、かつては包括根保証も判例上肯定されていましたが、被担保債権の発生期間や保証限度額を定めない包括根保証は保証人の責任が過大になることから、2004年の日本民法改正により、保証限度額を定めない根保証は効力を生じないことが明記され、日本では包括根保証が禁止されるに至っています（日本民法第465条の2等）。

では、中国では、根保証の保証限度額を定めない包括根保証の効力はどのように考えられるのでしょうか。

この点中国の担保法は、「保証人及び債権者は、…協議により、最高債権限度額内で、一定期間に連続して生じた貸付契約又はある用品の取引契約について一つの保証契約を締結することができる」とし（中国担保法第14条）、「最高債権限度額内で」とあるように、根保証というためには保証限度額（最高債権限度額）を設けることが必要と思われます。ただし、中国には、日本民法のように、保証限度額を定めない保証が無効になることまで明記した規定はありません。そのため、中国法が保証限度額を定めない保証を一切認めない趣旨であるのかは、法の規定上は明確ではありません。

この点、中国の法律論文などでは、そのような根保証は無効とする考え方、保証限度額を定めなくとも有効という考え方、いずれもみられるのですが、裁判例などでは、保証限度額を定めないことをもって直ちに保証契約が無効とまでは判断せず、契約自由の原則から保証限度額を定めていなくとも当事者が有効な意思表示により合意しているのであればそのような保証も有効であるが、担保法にいう「根保証」には該当しないという考え方をとる事案がいくつかみられ、中国では保証限度額を定めなくとも保証として一応有効になりうるという考え方が実務においてある程度有力であるように思われます。ただ、このような保証も有効であるが担保法にいう「根保証」には該当しないとすると、根保証に関する明文の法規を直接に適用することができなくなるため、そのような保証をどの範囲でどのように実行するのかという肝心なところが、よほど保証契約中で明確に約定しない限り不明確になるおそれがあるように思われます。担保法の規定を適用し、保証範囲や実行方法に関する混乱を出来る限り回避したいと考える場合には、やはり、中国でも一定の保証限度額を設定したほうが、手続処理や効力の安定性という点において無難であるように思われます。

(3) 保証限度額（最高債権限度額）の意味について

根保証において、保証人の保証限度額は、中国法上「最高債権限度額」という言葉で表されます。

この保証限度額即ち「最高債権限度額」は、①被担保債権の特定期間が満了した時点での残債権額を基準に判断するのか、②債権の累計発生額、即ち、弁済を受けたか否かに関わらず当該一定期間中に生じた債権額全体を基準に判断するのか、いずれなのでしょう。例えば、AB間で2010年1月1日から同年末日までの間に行ったある商品の取引で、最高債権限度額を100万元とする根保証を設定したところ、上記2010年の期間中、AB間では全体で200万元分の債権が発生したが、被担保債権の特定期間満了時で既に120万元分は回収している（残債権は合計で80万元分）という場合、

①の考え方に従い残債権額(80 万元)を基準とするのか、②の考え方に従い債権の累計発生額(200 万元)を基準とするのかという議論です。

この点、担保法が発布された当初は、担保法の解釈として①、②のいずれの考え方も存在したようなのですが、その後担保法の司法解釈が出され、現在では、担保法にいう「最高債権限度額」は、日本と同じく前者①の考え方をとり、残債権額を基準に判断することが明確にされています(『中華人民共和国担保法』の適用に係る若干の問題に関する解釈」第 23 条)。保証人は最高債権限度額の範囲では保証責任を負うことを既に了解している以上、敢えて期間中に発生した債権額全体(弁済を受けた部分も含めて)を累計する必要はないためです。従って、設例において甲集団の法務担当者が説明した「債権の累計発生額が最高限度額を超えると効力がなくなる」という考え方は、担保法が想定する根保証の基本的な考え方からすると、あたらないといえます。

ただし、実務上は、設例の甲集団の法務担当者がそうであるように、残債権額でなく債権の累計発生額を基準と理解している担当者が散見されること、残債権額を基準とするという担保法の定めは任意規定と解されているという点には留意を要します。言い換えると、担保法が想定するのは「残債権額」を基準に保証限度額を超えるか否かを判断するということなのですが、契約自由の原則から、当事者が敢えて「債権の累計発生額」を基準とするとして契約を締結した場合にはそれも有効な合意となりえ、債権の累計発生額をベースに最高債権限度額を判断される可能性がありうる(債権者からみると、保証を受けうる範囲が予想外に低くなってしまう可能性がある)という、累計発生額という異なる理解がありうることを念頭に置きつつ、債権の累計発生額を基準とすると読めるような表現にならないよう、文言に注意を払うことが必要と思われます

弁護士 赤 澤 義 文
弁護士 中 島 あずさ

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**発改委 第1四半期 CPI 伸び率 2%~2.5%と予想**: 発改委(国家発展改革委員会)は23日、第1四半期のCPIは2%~2.5%の緩やかな上昇に止まるとの予想を発表した。2月のCPIは前年同月比+2.7%と1年4ヶ月振りの高水準となったが、これは春節と異常気象の特別要因によるものと指摘。3月は天候回復による農産物価格の下落が予想される一方、価格の長期的な趨勢を表す食糧、鉄鋼、石炭等の価格は2月の大幅下落からやや上昇し、3月のCPIは概ね安定した水準で推移するとの見方を示した。

◆**「農民工」調査 沿海部の労働力減少が明らかに**: 国家統計局が19日に発表した農民工(農村からの労働者)調査報告によると、2009年の全国農民工総数は、政府の内需拡大策や農民工向け就業政策により、前年比1.9%増加して2億2,978万人となった。地域別にみると、東部地域に流入した農民工は全国の62.5%と多数を占めるものの、農民工数そのものは前年比8.9%減少、また珠江デルタ地域の農民工数も前年比22.5%減少し、昨年から沿海部で問題となっている「求人難」を証明する結果となった。一方、中部、西部の農民工数は、景気刺激策によりインフラ建設等が拡大していることを受け、いずれも前年比30%を超える高い伸びを見せ、農民工の受け皿が東部から中西部へ移転している実態が明らかになった。なお、調査では6割近い農民工が労働契約を締結していないことや、養老保険への参加が10%に満たないなど社会保険への参加が全体的に低いことも明らかになった。

【金融・為替】

◆**温首相「健全な金融システムの整備が必要、貿易・通貨の対立は無用」**: 温家宝首相は22日、国务院主催の「中国発展ハイレベルフォーラム 2010年」で、中国の金融情勢等について発言した。昨年実施した適度な金融緩和政策の狙いは、貸出規模の拡大ではなく、流動性の確保と均衡のとれた貸出の継続にあったが、貸出管理の強化にもかかわらず、今年1月の貸出金額が大幅に増加したことは、金融システムに問題があったことを示しており、引き続き金融改革を深化させていくことが必要と強調した。また、国際収支については、中国は自由貿易を支持し、貿易黒字を追求するものではなく、常に国際収支の均衡実現に努めており、実際、貿易黒字は減少傾向にあるとした上で、国際社会に対し、金融危機を乗り越えるためには貿易や通貨で対立することなく、各国の対等な協議と協力が必要と呼び掛けた。

◆**ASEAN+3 多国間の緊急資金融通協定 3月24日発効**: 昨年12月28日に調印された中国・日本・韓国とASEANとの間のチェンマイ・イニシアティブ(CMI)多国間契約が3月24日正式に発効した。従来のCMIは外貨不足に陥った場合、2国間で外貨を融通する取り決めのネットワークとなっていたが、今回の多国間契約への移行により、ASEAN+3地域における通貨危機への対応能力が強化され、域内国の国際収支や短期資金の流動性の問題解決に繋がるものと期待されている。なお、CMIの多国間契約における各国の貢献額の合計は1,200億米ドルに上る。

人民元の動き

日付	USD				JPY (100JPY)		HKD	EUR	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比		
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close						
2010.3.22	6.8265	6.8262~6.8274	6.8266	0.0001	7.5386	-0.0107	0.8795	-0.0002	9.2388	-0.0351	1.5900	3223.86	7.18
2010.3.23	6.8264	6.8263~6.8267	6.8263	-0.0003	7.5580	0.0194	0.8794	0.0000	9.2368	-0.0020	1.5800	3201.33	-22.53
2010.3.24	6.8266	6.8265~6.8280	6.8267	0.0004	7.5083	-0.0497	0.8795	0.0001	9.1261	-0.1107	1.5100	3205.15	3.82
2010.3.25	6.8268	6.8266~6.8279	6.8271	0.0004	7.4294	-0.0789	0.8795	0.0000	9.1078	-0.0183	1.5700	3165.61	-39.54
2010.3.26	6.8275	6.8269~6.8291	6.8270	-0.0001	7.3776	-0.0518	0.8795	-0.0001	9.1297	0.0219	1.5600	3208.22	42.61

RMB レビュー&アウトlook

先週の人民元は6.8265で寄り付き、実需筋による月末決済の米ドル需要を受け一時6.83近辺まで下落したものの下値も限られ、週初の水準となる6.8270まで反発して越えた。先週は中国商務部次官が訪米し、通商問題に加え人民元為替問題についての協議も行われたとの観測があるが、米国をはじめとした国際的な人民元切上げ圧力が結果的に中国側の柔軟な対応をとりづらくしている面もある。足元では切上げ圧力に強く反発する中国当局者の発言等を受けて人民元の先高観が後退しているが、米国は4月15日を期限として中国を為替操作国に認定するかの決断を迫られており、機先を制する形で中国側から何らかの対処がなされる可能性には注意が必要だ。一方で先週、人民銀行は中銀手形入札による大型の公開市場操作を実施し、ネットで2000億元(約290億米ドル)を超える流動性吸収を行った模様だ。依然、市場では基準金利や預金準備率引上げの思惑がくすぶっているものの、当面はこうした公開市場操作にて流動性調整が行われる可能性が高いだろう。(3月31日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しく申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。